# 藍の会 会則

（目　的）
第１条　本会は、藍産業特有の諸問題を解決するための体制づくりと実際的行動が産業としてのさらなる発展のために必要であることから、これらに対応し、藍文化の維持・継承を行うとともに産業としてより広範に普及・発展させることを目的とする。

（名　称）
第２条　本会は、藍の会と称する。

（所在地）
第３条　本会を徳島県徳島市佐古七番町９番１２号に置く。

（目　的）
第４条　本会は、日本の藍の文化・産業の振興を行うとともに、製藍・染色等技術の継承・発展に寄与することを目的とする。

（事　業）
第５条　本会の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 藍関連品　（原材料を含む。）の生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査、受注、ならびに宣伝の推進
(2) 藍に関する研究開発
(3) 藍に関する企画・商品の開発およびその需要の開拓
(4) 藍の表示・認証にかかる制度の運用
(5) 天災等発生後、事業継続が困難な社員等に対する一時的措置・協力の実施
(6) 前各号に附帯又は関連する事業

（会　員）
第６条　会員は、理事会の承認をもって加入できる。
2　本会の正会員たる資格を有するものは、次の各号の要件を満たすものとする。
(1) 製藍に携わる者
(2) 藍染を行っている者
(3) 藍関連製品を制作もしくは販売する者
3　本会は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。
4　賛助会員は、本会の総会における議決権を有した会員には該当しない。
5　会員について必要な事項は、別途規約で定める。

（役　員）
第７条　本会に次の役員を置く。
(1) 代表理事　1 名
(2) 理事　　1 名以上、2 名以下
(3) 監事　　1 名又は 2 名

第８条　代表理事は会を代表し、理事会を統括する。理事はこれを補佐し、代表役員に事故があった時はあらかじめ役員会にて決めた順番に従いその職務を代行する。
2　監事は会計を監査する。

第９条　代表理事は理事会の推薦にもとづき、総会において選任する。

第１０条　理事は総会の席において会員の互選により、監事は代表理事の委嘱により就任する。

第１１条　理事および監事の任期は 2 年とする。
2　理事および監事の再選を妨げない。

（事務局）
第１２条　事務局は、理事の指示のもと、本会の事務が滞りなく行われるようその業務を遂行する。

第１３条　事務局員は理事会の推薦にもとづき委嘱される。
2　事務局長は代表理事の委嘱により就任する。
3　理事が事務局長を兼務することを妨げない。

（決　裁）
第１４条　金銭管理を含む本会事務に関する事項は、担当者が文書によって立案し、事務局長の決裁を受けて実施する。
2　10 万円を超えるもしくは事務局長が必要と判断する案件は、理事長の決裁を経る。
3　理事長又は事務局長が不在の場合、特に緊急に処理しなければならない案件は、理事長があらかじめ指定する者が決裁できる。
4　前項の代理決裁を立案した者は、事後速やかに事務局長に報告しなければならない。

（経理処理）
第１５条　経理事務は事務局長が統括し、代表理事が最終権限者となる。
2　支払承認区分は次のとおりとする。
1 件につき 10 万円未満のもの　　事務局長
1 件につき 10 万円以上のもの　　代表理事
3　収納現金は預金し、事務局で保管する。
4　事務局長は 4 半期毎に現金残高ならびに預貯金残高を理事会に報告する。

第１６条　予算書は理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

第１７条　決算書は会計年度終了後 40 日以内に作成し、理事長は会計監査を受けたのち総会の承認を得なければならない。

（総　会）
第１８条　本会の総会は、通常総会および臨時総会とする。
2　通常総会は毎事業年度終了後２か月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、代表理事が招集する。
3　総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

第１９条　総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、全正会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

（理事会）
第２０条　本会の理事会は、通常理事会および臨時理事会とする。
2　通常理事会は 2 か月に一度、臨時理事会は必要があるときはいつでも、理事の要請をもって、代表理事が招集する。
3　理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

第２１条　理事会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、全理事の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、理事長が決する。

（事業年度）
第２２条　本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第２３条　本会則に定めのない事項は、総会での決議をもって本会則に追記し、改定する。

本会則の記載内容について、事実と相違がないことを証し、2024 年 8 月 12 日をもって本会を設立する。

2024 年 8 月 12 日
徳島県徳島市佐古七番町９番１２号
古庄 美智子

（改定）
令和 6 年 9 月 11 日　次の条項について改正し、即日施行する。
第 3 条　本会所在地を追加

第 4 条および第 5 条　目的と事業を分離
第 6 条　会員の条項の整理
第 7 条　役員から理事への文言修正と就任可能人数の修正
第 14 条、15 条、16 条、17 条　事務の決裁および経理処理に関する条項を追加
第 19 条および第 20 条　総会・理事会における多数決に関する条項を追加